



鳥取県公報

令和4年12月23日(金)
第9460号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	種畜証明書の交付 (604) (畜産課)	2
	保安林の指定予定 (605) (森林づくり推進課)	2
	公共測量の実施 (606) (県土総務課)	3
	河川法による工作物の撤去 (607) (中部総合事務所県土整備局)	3
	手数料の収納事務の委託 (608) (警察本部運転免許課)	4

告 示

鳥取県告示第604号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報があったので、同法第8条第2項の規定により告示する。

令和4年12月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明 書番号	名前	種類及び品 種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在 地及び名称
					父	母		
32231020 001	リトルモート ン トットリ5 1531	パークシャ 一種	令和3年 2月8日	鳥取県 西伯郡 南部町	リトルモ ートン サクラ フジ トピックス 1 5744	トットリ ビー 7 7075	2級	西伯郡南部町 鳥取県中小家 畜試験場
11620811 144	睦花江	黒毛和種	令和3年 2月13日	鳥取県 西伯郡 伯耆町	元花江	むつみ2	〃	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試 験場
11632765 343	学芽6534	〃	令和3年 8月6日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	舞菊福	よしやま	〃	東伯郡琴浦町 独立行政法人 家畜改良セン ター鳥取牧場
11632765 374	輪孔6537	〃	令和3年 8月7日	〃	知恵久	みつかみふく 1	〃	〃
11632765 398	学侶6539	〃	〃	〃	舞菊福	なつもと6	〃	〃
11632765 435	輪図6543	〃	令和3年 8月9日	〃	知恵久	つづはな3	〃	〃
11632765 459	希堂6545	〃	令和3年 8月10日	〃	美津洋	ふじやすちえ	〃	〃
11632765 572	愛孔6557	〃	令和3年 8月15日	〃	愛之国	みつかみふく 1	〃	〃
11632765 725	球檜6572	〃	令和3年 8月26日	〃	貴隼桜	ふじはれはな	〃	〃
11393265 762	殿堂6576	〃	令和3年 8月28日	〃	美津之国	ふじやすちえ	〃	〃
11393265 816	宮酒6581	〃	令和3年 9月8日	〃	福久増	ゆめふく2	〃	〃

鳥取県告示第605号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規

定により告示する。

令和4年12月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
東伯郡三朝町大字下西谷字鍛冶屋谷506の1、512の1、宇屋敷通228の1、250、254
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第606号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

令和4年12月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量(空中写真測量、航空レーザ測量)
- 2 作業期間 令和4年12月15日から令和5年7月31日まで
- 3 作業地域 天神川水系直轄管理区間(倉吉市並びに東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町)

鳥取県告示第607号

河川法(昭和39年法律第167号)第24条及び第26条第1項の規定に違反して許可なく河川区域内に設置している工作物の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第75条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和4年12月23日

鳥取県中部総合事務所長 門 脇 誠 司

- 1 次の表に掲げる工作物の所有者又は賃貸借その他により当該工作物を使用する権利を取得した者は、令和5年1月22日までに当該工作物を二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内から撤去すること。

工作物	数量	所在地(次の図に示すとおりとする。)
杭	15本	東伯郡湯梨浜町橋津71地先から同町赤池89-8地先まで(橋津川左岸)
梯子	5台	
その他の係留工作物	多数	東伯郡湯梨浜町橋津169-3地先から同町赤池108-1地先まで(橋津川右岸)

- 2 1の工作物が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県中部総合事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部河川課及び鳥取県中部総合事務所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第608号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、手数料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年12月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

イナバ自動車学校

学校法人東雲学園鳥取県東部自動車学校

株式会社日本海自動車学校

学校法人鳥取県自動車学校

日本交通株式会社鳥取県中央自動車学校

株式会社鳥取県倉吉自動車学校

学校法人柳心学園

学校法人米子西部自動車学校

学校法人山陰中央自動車学校

2 委託期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで